

[事案 2020-226] 新契約無効請求

・令和3年9月3日 裁定終了

<事案の概要>

募集人らの説明不足を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年3月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人らから、掛け捨てタイプの保険であることの説明がなく、積立タイプの保険だと思った。本契約は掛け捨てタイプのため、自分の意向に反している。
- (2)本契約の保険料の原資は、自分の母が保険料を支払ってくれていた養老保険の満期保険金であり、そのお金を掛け捨ての保険の元金にして契約することはあり得ない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、保障設計書および注意喚起情報を受け取り、重要事項について説明を受け、保険契約の種類、保険金額、保険料額、特約の有無等が明記されている申込書に署名押印している。保障設計書で説明を受けていれば、本契約が一生涯を保障する終身保険であることは理解できたはずである。また、本契約は終身保険であって、いわゆる「掛け捨てタイプ」ではない。
- (2)申立人は、本契約と同時に、保険種類が異なる申立外契約にも同時に加入していることからすれば、本契約についてのみ、その内容を理解していなかったとは考えられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。